

会津美里町議会基本条例（案）

前 文

会津美里町議会（以下「議会」という）は、地方自治の進展をはかるために、町民並びに行政との信頼関係、協働の精神が不可欠である。また、町民の意思を尊重し、行政に反映する議会は、町民と身近に接した代表機関であり、町の意味決定機関である。町民から選ばれた会津美里町議会と、会津美里町長という町の二つの代表機関は、二元代表制のもと、議会と町長がともに町民の信託を受け、対等な関係のもとに相互の抑制と均衡を図らなければならない。そして、その一翼を担う議会及び議員は、住民代表としての自覚と見識を持ち、町民の生命財産を守り、福祉の向上と町勢の発展に努めなければならない。

よって、議会は本条例により、行政に対する監視と評価機能の充実、多様な町民参加の推進に努めるとともに、災害への備えも含めた町政の課題を的確に把握し、政策立案並びに提言を行うことができる政策形成機能の向上を図ることなど、あるべき姿を明確にする。

また、議会の公正性、透明性を保ち、開かれた議会、信頼される議会として、自己決定と自己責任の地方主権にふさわしい議会運営の最高規範となる「会津美里町議会基本条例」を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に係る基本的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応え、もって町民の生命・財産を守り、福祉の向上及び町勢の発展に寄与することを目的とする。

『解説』

議会運営における規範的事項を明文化することにより、町民の生命・財産を守り、福祉の向上と町勢の発展に寄与することを定めています。

（議会活動の原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1）町民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、町長等執行機関（以下「町長等」という。）の行政運営状況を監視し評価すること。
- （2）町民の多様な意見を把握して行政に反映させるため、町民参加の機会の確保に努めること。
- （3）把握した町民の多様な意見をもとに、町民の生命・財産を守り、福祉の向上と町勢の発展に寄与する政策を立案し提言に努めること。
- （4）町民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、町民に対して議会の議決又は運営についてその経緯及び理由等を説明する責任を果たすこと。
- （5）町民の傍聴の意欲が高まる議会運営に努めること。
- （6）町民にわかりやすい議会運営をするため、この条例に規定するもののほか、運営の基本となる会議規則、委員会条例及び申し合わせ事項を継続的に見直すこと。

『解説』

- 1 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、町長等執行機関以下（「町長等」という。）が行う行政運営をチェックすることを定めています。
- 2 議会は、町民の多様な意見を把握するために町民参加の機会を確保することを定めています。
- 3 政策立案及び提言に努めることを定めています。
- 4 情報公開と説明責任を定めています。
- 5 町民の傍聴意欲を高める議会運営に努めることを定めています。
- 6 条例・規則・規程・申し合わせ事項等の継続的見直しを定めています。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- （1）議員は、議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を重んじ活用すること。
- （2）行政全般についての課題及び町民の意見、要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
- （3）議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、町民の生命・財産を守り、福祉の向上を目指して活動すること。

『解説』

- 1 多様な町民の意思を反映し、政策水準を高めるために、議員間における自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。
- 2 議員が、行政全般の課題と町民の意見等を把握し、自ら資質の向上に努め、町民の代表としてふさわしい活動を行うことを定めています。
- 3 議員は、議会を構成する一員として町民全体のために活動することを定めています。

第2章 町民と議会の関係

（町民参加及び町民との連携）

第4条 議会は、町民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公開し、情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに法第109条第5項に規定する公聴会制度及び同条第6項に規定する参考人制度を活用して町民等の意見等を聴き、議会の政策の立案に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 5 議会は、町民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図る政策討論会を開催するものとする。
- 6 議会は、議案に対する各議員の意思を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 意見交換会並びに政策討論会に関する事項は別に定める。

『解説』

- 1 議会の果たすべき事項として、活動の情報公開と説明責任について定めています。
- 2 本会議、委員会の原則公開を定めています。
- 3 法律の制度を活用し、町民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。
- 4 請願・陳情を町民の政策提案と位置づけ、提案者の意見を聴取する機会を設けるよう努めることを定めています。
- 5 町民との意見交換の場を多様に設け、政策提案の拡大を図る町民との意見交換会や政策討論会の実施を定めています。
- 6 議案に対する議員の意思を公表し、町民の評価が適切になされるよう情報の提供に努めることを定めています。

第3章 町長等執行機関と議会及び議員の関係

(緊張感の保持)

第5条 議会審議において、議員と町長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

- 2 議会の一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- 3 町長等は、議員の質問に対して、議長の許可を得て反問することができる。
- 4 反問の定義に関する事項は別に定める。

『解説』

- 1 議会審議における議員と町長等（選挙管理委員会委員長、教育委員会委員長、農業委員会委員長、監査委員）との緊張感の保持について定めています。
- 2 論点・争点を明確にするため一般質問（定例会において、議員が行政全般についての質問）の質問方法を定めています。
- 3 反問とは、議員の質問に対して論点・争点を明確にするため、議長の許可により町長等が対案について質問をすることです。

(町長による政策等の形が整うまでの説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）

について、政策等の水準を高めるため及び町民への公開のため、町長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 町民参加の実施の有無及びその内容
 - (4) 会津美里町総合計画との整合性
 - (5) 財源措置
 - (6) 将来にわたる効果及び費用
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努め

るものとする。

『解説』

- 1 政策水準を高める議論を行うため、町長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、6項目の情報提供に努めるよう町長に求めることを定めています。
- 2 議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、町長が予算案及び決算を議会に提出し議会の審査に付すに当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求める。

『解説』

町長が、予算案や決算を議会に提出するに当たり、前条同様に、町民の代表である議員が審議を深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成に努めるよう町長に求めることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第8条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に掲げるとおりとし、行政全般にわたり重要な計画等について、議会と町長等がともに町民に対する責任を担いながら、計画的かつ町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するものとする。

- (1) 町の総合計画における基本構想に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、町行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること（行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。）
で、次に掲げるもの
 - ア 都市計画、上下水道等に関する計画
 - イ 社会福祉、医療に関する計画
 - ウ 農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する計画
 - エ 町民生活の安全、交通、環境に関する計画
 - オ 次世代育成、男女共同参画に関する計画
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、議会が必要と認める計画
- (3) 町が他団体と結ぶ提携又は協定のうち、予算を伴うもの

『解説』

行政全般にわたる重要な計画等について、議会と町長等が町民に対する責任をともに担うことにより、計画的で町民の視点に立った透明性の高い行政を推進することを定めています。

第4章 討論の拡大

(討論による合意づくり)

第9条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長及び委員長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

- 2 議会は、町長提出及び議員提出の議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意づくりに努めるとともに、町民に対して説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議員は、討論において意思を表明するように努めなければならない。
- 4 議員は、前3項による議員相互間の討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。
- 5 議員間討議等に関する事項は別に定める。

『解説』

- 1 議会は、討論の場であることの確認、議員間の討議を中心の運営に努めることを定めています。
- 2 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間で十分に討論、議論を尽くして合意づくりに努め、町民に対し結果の説明責任を果たすことを定めています。
- 3 議員は、討論において、反対や賛成の意思の表明をすることに努めることを定めています。
- 4 議員は、自らも積極的に政策、条例、意見書等の議案を提出する努力を行うことを定めています。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第10条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

- 2 委員会は、町民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

『解説』

- 1 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かして、適切に対応することを定めています。
- 2 委員会は積極的に懇談会等を開催し、町民と自由に意見交換を行うことを定めています。

(災害対策委員会の設置)

第11条 大規模な災害が発生した場合には、議長は速やかに災害対策委員会を設置する。

- 2 委員会の設置に関する事項は別に定める。

『解説』

災害が発生した場合、町災害対策本部の設置後、速やかに全議員による災害対策委員会を設置することを定めています。

(政務調査費の執行及び公開)

第12条 議会は、政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行は別に条例で定める。

- 2 政務調査費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間とし、議員はいつでも町民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。
- 3 議員は、町民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、会津美里町情報公開条例（平成19年9月27日会津美里町条例第17号）第7条第2号に規定する個人情報を除く。

『解説』

- 1 政策立案や提案を行うための調査研究のための政務調査費については別の条例で定めるとしています。
- 2 政務調査費に係る書類の保存期間を、その年度から5年間とすると定めています。
- 3 議員の保存するものを、請求があった場合はいつでも閲覧に供しますが、領収書等を発行したものの個人情報に係る部分については、会津美里町個人情報保護条例に準ずると定めています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会及び議員研修の充実)

第13条 議会は、議員の資質並びに政策立案能力の向上を図るため、行政調査等議員研修を実施する。

- 2 行政調査等終了後速やかに報告書を作成し、議長に提出するものとする。報告書は、他の議員等が閲覧しやすい場所に保管する。
- 3 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民等との研修会を開催する。

『解説』

- 1 議員の資質及び政策立案能力向上のため、目的を持った行政調査等の議員研修を充実強化することを定めています。
- 2 報告書の作成及び提出を定め、報告書は、閲覧しやすい場所に保管することを定めています。
- 3 町民が参加する研修や各分野の専門家・町民等との議員研修会を積極的に開催し、政策に生かすことを定めています。

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能

の充実強化を図るよう努めるものとする。

『解説』

議会と議員の政策立案機能を高めるため、事務局の体制整備と強化について定めています。

(議会図書室の設置、公開)

第15条 議会に、議会図書室（以下「図書室」という。）を設置する。

- 2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。
- 3 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、図書の充実に努めるものとする。

『解説』

議会図書室の充実を図り、広く活用を目指すことを定めています。

(議会広報・広聴の充実)

第16条 議会は、行政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対して公表するとともに、町民からの意見、要望等を伺い、その内容及び対応について定期的に町民に周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と行政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

『解説』

- 1 議会は、行政の重要な情報を町民に周知することと広く町民の声を聞くことを定めています。
- 2 情報技術の発達を踏まえた広報の充実について定めています。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

『解説』

議員は、倫理性を自覚した上で、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めています。

(議員定数)

第18条 議員定数は、別に条例で定める。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他町村との比較だけでなく、行政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、町民の意見を聴取するため、参考人、公聴会制度等を十分に活用するものとする。
- 3 条例改正は、議員が提案するものとする。

『解説』

- 1 議員定数は、別の条例で定めることとしています。
- 2 議員定数の改正は、行財政改革の側面だけではなく、行政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く町民の意見を聴取することを定めています。
- 3 条例改正に当たっては、議員自らが提案することを定めています。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、行財政改革の視点及び他町村との比較だけではなく、行政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、町民の意見を聴取するため、参考人、公聴会制度等を十分に活用するものとする。
- 3 条例改正は、議員が提案するものとする。

『解説』

- 1 議員報酬は、別の条例で定めることとしています。
- 2 報酬の改正は、行財政改革の側面だけではなく、行政の現状や将来展望等を踏まえて総合的に検討し、また参考人制度や公聴会制度を活用して、広く町民の意見を聴取することを定めています。
- 3 条例改正に当たっては、議員自らが提案することを定めています。

第8章 最高規範性で見直し手続き

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等（以下「議会関係条例等」という。）を制定してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

『解説』

- 1 議会基本条例は、会津美里町議会における最高規範であることを定めています。
- 2 一般選挙後の条例の研修について定めています。

(議会及び議員の責務)

第21条 議会及び議員は、この条例の原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

『解説』

条例の原則に基づき、議会が町民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

(見直し手続き)

第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

『解説』

法律改正や社会情勢の変化、町民の声など、必要に応じ条例の見直しをすることを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。